

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。   | 関係課   | 措置の区分 | 措置状況の詳細  | 基準日         |
|-----------|---|-------|-------|--|-------------|
| 22        | <p>第3 一般的結果及び意見</p> <p>1. 一般的意見/計画と評価の整合性</p> <p>(1) 「施策評価報告書」について評価対象を再検討することが望ましい（意見）（省略）</p> <p>「総合計画」には具体的な施策が記載されているものの、「総合計画」はあくまでも総括的なものであり、「基本計画」の全てを網羅するものではないため、これらの不整合については特段問題とは考えない。</p> <p>しかし、計画に対する評価という視点では問題があると考え。具体的な施策に対する評価として、前章で記載した「施策評価報告書」があるが、これは前章で述べたとおり、「総合計画」の施策体系に基づいて評価を行っている。ここで、「施策評価報告書」の「2-01-01③教職員の研修の充実」に対する評価を見ると、上記「総合計画」で掲げられている事項に関する評価は記載されているが、「基本計画」で掲げられていた、OBや教頭事務補助チーム、学校応援サポートチームについての記載は見られなかった。</p> <p>また、「基本計画」では、在日外国人児童生徒に対する取組として日本語指導の充実が掲げられているが、「総合計画」との関連は明記されておらず、「施策評価報告書」でも当該取組に対する評価は行われていない。</p> <p>したがって、現在の計画と評価の関係においては、「基本計画」がどのように実行されたかの直接的な評価が不明確な状況となっている。前章で記載のとおり、「基本計画」が教育行政に係る最も詳細な計画であるが、現状の「総合計画」対「施策評価報告書」という関係においては、「総合計画」の網目から外れてしまった「基本計画」における施策について、本来評価をすべきものかどうかの検討なく、市教育委員会による評価が行われないことになってしまう。</p> <p>また、「施策評価報告書」は、市によっては「基本計画」に対して行っている場合もある（例えば、姫路市、和歌山市、大津市、豊中市など）。</p> <p>上記を踏まえ、「施策評価報告書」について、「総合計画」の施策体系に基づいて評価をすることの妥当性を再検討することが望ましい。</p> <p>ただし、「施策評価報告書」の目的は、①毎年度の事務事業の結果を適時に確認し、PDCAサイクルを回すとともに、②市民に事務事業の取組の成果を報告することにある。そのため、詳細であれば詳細であるほど良いというものではなく、メリハリのある評価を実施することが望まれる。</p> | 教育政策課 | 措置済   | <p>教育振興基本計画の令和3年4月改定を機に、令和4年度評価（令和3年度事業実施分）から、より効果的な施策評価が可能になるよう評価対象及び様式を見直しました。</p> <p>評価の対象となる施策体系について、従来は総合計画に準拠していましたが、教育振興基本計画に準拠するよう変更し、市教育委員会が目指す教育のために実施すべき施策が漏れなく評価できるよう改善しました。</p> <p>また、報告書の様式について記入欄のサイズを統一し、事業を端的に説明することで、目的、目標、成果、課題及び今後の方針、評価を見やすくし、市民に分かりやすい報告書となるよう改善しました。（令和4年8月31日現在）</p> | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。  | 関係課   | 措置の区分 | 措置状況の詳細   | 基準日         |
|-----------|--|-------|-------|---|-------------|
| 23        | <p>第3 全般的結果及び意見</p> <p>1. 全般的意見/計画と評価の整合性</p> <p>(2) 「施策評価報告書」について評価方法の見直しを行うことが望ましい（意見）</p> <p>「施策評価報告書」は、市教育委員会が管理・執行する事務を①教育委員会の活動、②教育委員会が管理・執行する事務、③教育長に委任する事務、の3つに分けて評価を実施したものである。「施策評価報告書」の分量は100頁を超え、「総合計画」の施策及び施策の展開方向に即して、実施した事業を網羅的に評価している。</p> <p>平成30年度の事務に対する達成度を抜粋すると、以下ようになる。なお、達成度は5段階で評価され、1～5段階の評価は、「5：予定を大幅に上回った」、「4：予定を上回った」、「3：予定どおり実施できた」、「2：予定を下回った」、「1：予定を大幅に下回った」で決定される。（表省略）</p> <p>評価されている71の事務のうち、67の事務が「3」の評価を受けており、その他は「4」が3つに「1」が1つとなっている。</p> <p>評価の対象となっている項目について、教育という事業の性質上、定量的な指標を設定することが難しい事業が多いことは想像に難くないが、「3」と評価されている事務事業について、何を基準に「予定どおり実施」されたのかが、外部からは不明瞭である。これは、事業ごとの目標が明確ではないことが要因と考えられる。すなわち、「施策評価報告書」では、「総合計画」の施策体系に基づいており、「総合計画」の施策の目標についての記載はあるが、実際に評価している具体的な事業については目標の設定がされていない。例えば、「2-02-01青少年の健全育成」については以下の記載となっている。（表省略）</p> <p>上記の例で事業の達成度が「3」と評価されるのであれば、事業自体の目標値を設定すべきように思われる。例えば、単純に利用人数を目標値とする、あるいは、【課題と今後の方針】に記載されている新規利用人数を目標値とするなどの方法が考えられる。「総合計画」の目標を達成するためには、利用人数や新規利用人数を増やせば良いということではないとも考えられるが、事業に対する評価を実施しているにも関わらず、事業の目標値がないため、何の達成度なのか不明瞭である。</p> <p>そのため、「施策評価報告書」の評価方法が現状のままより、形式的なものになっていないか、目標値の設定方法が正しいかなど評価方法について再度検討を行い、見直しを行うことが望ましい。</p> | 教育政策課 | 措置済   | <p>教育振興基本計画の令和3年4月改定を機に、令和4年度評価（令和3年度事業実施分）から、より効果的な施策評価が可能になるよう評価方法を見直しました。</p> <p>事業の達成度を評価するため、可能な限り事業ごとの重要業績評価指標（KPI）を設定し、KPIから算出した達成率を基に評価することとしました。KPIを設定していない場合やKPI以外に加味すべき外部環境の変化等の要素がある場合は、成果、課題及び今後の方針を考慮した総合的な観点からの評価としました。また、評価シートに「評価の理由」欄を設け、KPIの達成率以外に考慮した事項を中心に記載しました。（令和4年8月31日現在）</p> | 令和4年3月31日現在 |
| 34        | <p>第4 結果及び意見</p> <p>【2】教育総務課</p> <p>3. 監査の結果及び意見</p> <p>(2) 物品の検収について</p> <p>②各学校にて検収を行うことが望ましい（意見）</p> <p>現在の業務処理上、教育総務課が購入した物品は、教育総務課で検収した後、各学校にて再度検収しており、二重で検収が行われている。また配送についても、一旦本庁の教育総務課を経由して各学校に配送されることから配送の手間も二重に発生している。</p> <p>現在このような業務処理となっている理由としては、物品の発注者である教育総務課での検収確認が必要であるという認識のもと、まず教育総務課での検収確認を実施したことによるものであった。しかし、不正防止の観点から発注部署と検収部署が異なることが望まれること、また検収確認を各学校にて行うことにより配送及び検収作業の効率化が見込まれることから、検収について各学校にて行うことが望ましい。</p>  | 教育総務課 | 措置済   | <p>購入した物品の納入先を最終的な納入場所である学校とし、発注物品の検収は学校で行い、その後納品書及び請求書を教育総務課が徴収するよう事務処理の流れを見直しました。</p>   | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。  | 関係課  | 措置の区分 | 措置状況の詳細  | 基準日         |
|-----------|--|------|-------|--|-------------|
| 40        | <p>第4 結果及び意見<br/>【3】教職員課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(1) 教職員の長時間労働の解消に向けての取組について<br/>②教員の業務の在り方を見直し長時間労働解消に向けた施策を講じるべき<br/>過去から教員の長時間労働は問題視されていたが、これまで市教育委員会では勤務実態を把握してこなかった。中央教育審議会からの答申を受け、今年度にタイムレコーダーによる出勤・退勤を記録し、校務支援システムと連動させることと併せて、勤務時間外における業務内容を記録するシステムとし、徐々に労働実態の把握を進めているところではある。しかし、その時間及び業務内容を把握しても、根本的に業務量を減少させる（長時間労働の解消の）施策を講じなければ意味がない（同答申においても、勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない旨、記載されている。）。このため、市教育委員会は、システムに記録された労働の実態について、上述の「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」を参考に業務を整理した上で、長時間労働の解消に向けた施策を講じていく必要がある。</p> | 教職員課 | 措置済   | <p>学校及び教員が本来担うべき業務の適正化に向けて環境を整えるため、市教育委員会では次のような取組を実施しています。<br/>・ICT環境の活用促進（業務の効率化と負担軽減）<br/>・学校における業務時間外の電話対応時間の設定（留守番電話機能を利用）<br/>・スクール・サポート・スタッフ（授業以外の諸業務を担う）の配置<br/>・部活動指導員（外部人材）の配置<br/>・研修や会議の見直し（内容の精査による回数や時間の削減、オンラインの活用による移動時間の削減等）<br/>これらの取組により、教員の負担を軽減し、教員の本来業務のための時間確保を図っています。<br/>業務の整理については、地域や保護者の理解を得ながら進める必要があります、自治連合会等への説明を行いながら進めています。</p>  | 令和4年3月31日現在 |
| 46        | <p>第4 結果及び意見<br/>【3】教職員課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(3) ストレスチェックの実施について<br/>②ストレスチェック結果の回答率が向上するよう対策を講じることが望ましい（意見）<br/>近年、ストレスチェック結果による高ストレス者割合の増加と合わせて精神疾患による休職者が高水準かつ増加傾向にあることから、ストレスチェック制度の趣旨に沿って「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するためにも、ストレスチェックは可能な限り対象者全員が受けることが望ましい。<br/>このため、研修やメール配信等を通じてストレスチェックが教職員を守るために実施されていることを対象者に十分に周知し、その必要性の理解を促し、ストレスチェックの回答率が向上するよう対策を講じることが望ましい。</p>   | 教職員課 | 措置済   | <p>ストレスチェックの回答率向上のため、教職員課では実施期間中に複数回の受検勧奨を行っています。公立学校共済組合のシステムを利用している教職員については、システム上、教職員課が確認できるのは回答率のみで、未回答者を特定することができないため、実施期間中にストレスチェック対象者全員を対象に受検勧奨を行っています。具体的には、実施期間の半ばに学校長あてに通知文を送ることにより学校長から所属職員への受検勧奨を促すとともに、教職員個人が閲覧できる教職員向けポータルサイトに受検勧奨の掲示を行っています。加えて、実施期間終盤には、回答率の低い学校の学校長に対して電話連絡し、再度所属職員への受検勧奨を行うよう促しています。<br/>技能労務職員については、調査票を紙面で提出する形式であり、未提出者が特定できますので、未提出者に直接受検勧奨を行っています。<br/>また、教職員ストレスチェックの結果報告書を教職員向けポータルサイトに毎年度掲示する際には、教職員に結果の概要や注意すべきポイントをわかりやすく伝えるため、要約版を作成し併せて掲示しています。</p> | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。  | 関係課   | 措置の区分               | 措置状況の詳細  | 基準日         |
|-----------|--|-------|---------------------|--|-------------|
| 49        | <p>第4 結果及び意見<br/>【4】地域教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(1) 放課後児童クラブにおける食事の提供について<br/>②料金設定を再考することが望ましい（意見）<br/>当該昼食は、アレルギーへの対応が難しいこと等から全児童に対して提供可能なものではなく、また、放課後児童クラブに通う児童は限られていることから、受益者が限定されている状況である。したがって、公平性の観点から全額を受益者の負担とするような料金設定が望ましい。<br/>なお、保護者の負担軽減という趣旨は、当初休日の放課後児童クラブに児童を預ける際は弁当を作って持参させるという選択肢しかなかったところ、昼食の提供が受けられることによる負担軽減を図ることにあり、金銭的な補助がなかったとしても、その趣旨は果たしているものと考えられる。<br/>また、全額免除の対象者についても、上記趣旨を鑑みると給食費と同様の減免を行う必然性は低く、当該減免制度について見直すことが望ましい。</p>   | 地域教育課 | 措置しない<br>(見解の相違)    | 保護者負担軽減のため、放課後児童クラブでは選択性による昼食の提供を行っていますが、同時に利用世帯の負担軽減という点も考慮すべきだと考えています。また、保護者負担が金額の大小にかかわらず発生するのであれば、減免制度についても社会福祉としては必要であると考えます。 | 令和4年3月31日現在 |
| 49        | <p>第4 結果及び意見<br/>【4】地域教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(2) 放課後児童クラブにおける学習プログラムについて<br/>②学習プログラムに係る費用について、受講料の算定方法を再考することが望ましい（意見）<br/>本事業は、放課後児童クラブに入所している児童のみが対象となっており、習い事としての性格が強く、対象者も限定されている。そのため、市教育委員会は本事業に係る費用を利用者の全額負担とすることを前提に受講料を設定している。しかし、現在の受講料は、各施設で学習プログラムの定員30名が全て充足される想定で算定されているため、市側での負担が生じている状況となっている。学習プログラムの実施から相当程度の期間が経過していることから、定員ではなく、受講者数の実績値等を使用して、受講料を再考することが望ましい。<br/>ただし、安易に受講料を引き上げると、更なる利用者の減少が見込まれ、保護者不在のため習い事に通うのが困難な入所児童に向けた学習プログラムの提供という本事業の意義が薄れることになりかねない。市教育委員会は、受講実績やアンケート等を通じて、学習プログラムの導入施設や実施期間を継続的に検討することが望まれる。<br/>そして、これらの対応を講じても、市側で多額の負担が生じることが続くようであれば、現在の受講料の算定方法を見直すことを検討すべきである。なお、定期的な見直しの結果は、所管課全体で共有しておくとともに、担当者が変更となった際にも、過去の経緯が分かるように、書面で記録しておくことが望まれる。</p> | 地域教育課 | 措置しない<br>(措置対象の不存在) | 放課後児童クラブにおける学習プログラムは、令和元年度に事業を終了しました。  | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。  | 関係課   | 措置の区分 | 措置状況の詳細   | 基準日         |
|-----------|--|-------|-------|---|-------------|
| 50        | <p>第4 結果及び意見<br/>【4】地域教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(3) 放課後児童クラブの育成料について<br/>②育成料の負担割合について、方針を明確化することが望ましい（意見）<br/>市教育委員会では、放課後児童クラブに関連して、昼食提供事業や学習プログラムの導入など、放課後児童健全育成事業の充実に取り組んでいる。他方で、関連事業に係る市費による負担も増加していることから、今一度、市の負担方針を明確化し、市の負担方針と利用者の負担割合がかい離していないかを定期的に確認することが望ましい。毎年度の確認を実施しなければ、利用者の負担割合が市の方針から著しくかい離している状況を適時に把握することができず、育成料の改定を検討するタイミングが遅れてしまい、他の事業に充てるべき予算が削られてしまうことも考えられる。なお、確認の結果は、所管課全体で共有しておくとともに、担当者が変更となった際にも、過去の経緯が分かるように、書面で記録しておくことが望まれる。</p>  | 地域教育課 | 措置済   | <p>放課後児童健全育成事業児童育成料については、当該事業における本市の負担額のみならず、国や県からの補助金額も加味し、他市町村における料金と大きく乖離しないことも含めて設定しています。<br/>令和6年5月に奈良県下の各市町村の状況を確認したところ、本市と大きく乖離していませんでした。<br/>また、令和6年度に全庁的に未就学児を対象とした保育料や就学児の給食費の無償化を検討した際にも、本市の児童育成料についての見直しは行わなかったため、現時点で利用料や保護者負担割合の見直しを行う想定はありませんが、今後も定期的に他市町村との比較を行います。</p> | 令和7年4月1日現在  |
| 54        | <p>第4 結果及び意見<br/>【5】学校教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(1) ICTの活用の状況について<br/>②タブレット端末の早期導入が望ましい（意見）<br/>市では予算の関係もあり、現状では学校のタブレット端末の導入台数が、文部科学省の求める台数に達していない。<br/>また、学校別にみても、一部のモデル校や規模が小さい学校を除き、各校の端末台数が同一なため、人数の少ない学校と多い学校で児童1人当たりのタブレット端末台数に大きな差があり、不平等感がある。実際に小中学校の児童生徒1人当たりタブレット台数を単純集計により算出したところ、最も多いところで0.71人に1台、最も少ないところで0.06人に1台となっていた。<br/>そのため、引き続き、フューチャースクール構想で立てた計画を進め、文部科学省の求める水準まで引き上げ、タブレット端末の早期導入を行い、学校間格差を是正することが望ましい。<br/>なお、令和元年12月に「GIGAスクール構想の実現」が閣議決定され、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備していくこととなった。そのため市は、1人1台コンピュータを令和5年度までに整備することとなり、実現に向け計画変更し、補正予算等対応中である。</p> | 学校教育課 | 措置済   | <p>当初の計画では令和5年度までに段階的に小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を導入する予定でしたが、新型コロナウイルスに対する対策として前倒しで令和2年度には全ての学年において1人1台タブレット端末を導入しています。</p>   | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。  | 関係課   | 措置の区分            | 措置状況の詳細  | 基準日         |
|-----------|--|-------|------------------|--|-------------|
| 56        | <p>第4 結果及び意見<br/>【5】学校教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(3) 学校運営協議会について<br/>②学校運営協議会制度の点検・評価を実施することが望ましい（意見）<br/>上述のとおり、今後は学校運営協議会制度へ順次移行していく計画である。しかし、市教育委員会は、学校運営協議会の点検・評価を行っていない。この理由は、学校運営協議会は市教育委員会の下部組織として位置づけられているものであり、その委員は市教育委員会が委嘱・任命しているため、市教育委員会では委嘱・任命という行為自体をもって、当該協議会への評価と考えているためである。<br/>しかし、運営協議会が発する市教育委員会や校長への意見はどういったものがあつたのか、それらの意見がどれくらい採用されたのか、などを点検・評価し、まとめることは、今後の学校運営や運営協議会の活動に役立つと考えられる。また、今後、上述のロードマップに従い、新たにコミュニティ・スクールを採用する学校が増加していくことから、新たな学校運営協議会への指針にもなりえる。<br/>そのため、市教育委員会は、学校運営協議会制度についても評議員制度と同様に点検・評価を実施することが望ましい。<br/>なお、市教育委員会は令和2年度から施策評価報告書で、学校運営協議会制度について、点検・評価を実施する予定である。</p> | 地域教育課 | 措置済              | <p>令和元年度に全ての市立小中学校に学校運営協議会が設置され、令和2年度から全市展開しています。<br/>令和2年度からは、活動状況報告書において、活動の概要等の報告により、どのような協議を行ったかを把握するとともに、施策評価報告書で、学校運営協議会制度について、点検・評価を実施しています。<br/>令和3年度より、毎年度、学校教育課と連名で「学校運営協議会制度の活用状況」についてアンケート調査を行い、学校運営協議会においてどのようなことについて意見を求めたか、また、そのことに対してどのような意見が出されたか、意見を実際に学校運営に生かした事例についてなどについての結果をまとめ、分析を行い、フィードバックすることにより、各学校運営協議会での運営手法の改善や効果的な教育活動の推進に貢献しています。<br/>また、令和5年度より、学校運営協議会の3か年の視察計画を立て、実際の会議の場を視察し、現状を把握するとともに、適宜運営手法についての助言や指導を実施しています。さらに、視察やアンケート結果から、学校運営協議会のより効果的な運営方を分析・検討し、令和7年2月20日に「学校運営協議会の効果的な運営を推進していくための方策」について通知を学校長あてに発出し、設置形態として、一小一中の中学校区を除き、学校単位で学校運営協議会を設置することが望ましい旨を示しました。</p> | 令和7年4月1日現在  |
| 57        | <p>第4 結果及び意見<br/>【5】学校教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(3) 学校運営協議会について<br/>②回収した学校評価を市教育委員会としても分析することが望ましい（意見）<br/>市教育委員会は学校から学校評価及び学校関係者評価の提出を受ける立場にあることから、それらを集約し、分析を行うことが望ましい。分析の方法としては、例えば、学校間比較や経年比較を行うこと等が考えられる。これらの分析によって、学校では気がついていない傾向や課題を適時に把握し、市教育委員会から学校に対して改善のための働きかけが可能となることが考えられる。<br/>学校評価の評価項目については、市教育委員会で標準的な様式が作成されており、学校間で評価項目が大きく異なるようなことはない。他方で、保護者等の学校関係者に実施している外部アンケートの項目については、現状では、個々の学校独自のものとなっている。この点、学校評価と同様に標準的な様式の作成や共通のアンケート項目を設定することによって、外部評価が学校評価の学校間比較や経年比較により資する情報となることが期待できる。</p>   | 学校教育課 | 措置しない<br>(見解の相違) | <p>市内各校で実施された学校評価、学校関係者評価について、学校評価実施状況調査を行い、学校評価実施及び改善方策の検討の体制、外部アンケートの実施状況、学校関係者評価の実施方法、学校評価の結果から見えてきた学校の成果と課題等についての情報を収集し、分析をしています。その際、経年での比較を用いた分析を行うとともに、学校園経営上の課題と具体的な解決方法や、学校評価結果を受けて改善に取り組んでいる学校ビジョンの内容等について「地域とともに歩む学校づくり」にまとめ、奈良市のホームページにて公開しています。<br/>学校自己評価について、標準的な様式を市教育委員会から例示していますが、各校の実態や重点的な目標に合わせて、学校が弾力的に項目を設定し、自己評価を行っています。学校関係者評価についても、各校の児童生徒、保護者、地域の実態に応じて各校にて作成し、実施しています。いずれの評価についても、学校の実情に合わせて項目や選択肢等を設定し、実施することが望ましいと考えています。</p>   | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。   | 関係課            | 措置の区分 | 措置状況の詳細  | 基準日         |
|-----------|---|----------------|-------|--|-------------|
| 57        | <p>第4 結果及び意見<br/>【5】学校教育課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(5) 学校ごとの課題等を記録した資料の作成について<br/>②学校ごとの課題等を記録した資料を作成することが望ましい（意見）<br/>現在においても、課内での情報共有や各課連絡会での情報共有は行われている。しかし、学校ごとの課題や対応状況等を記録した資料がなければ、対応中の課題のてん末が不明確となり、必要な対応を措置することに時間を要してしまうおそれがある。また、各学校担当者の異動等が生じた場合、学校ごとのこれまでの経緯が分からなくなること懸念される。したがって、学校ごとの課題等を記録した資料を作成することが望ましい。<br/>作成する資料の一例としては、カルテのように、学校ごとに重要な項目を設けて、それぞれの記録を残しておくことが考えられる。設定する項目や記載の内容、記録する頻度については、事務的なコストと実務上のメリットを勘案して、検討することが考えられる。</p>      | 学校教育課          | 措置済   | <p>市教育委員会より学校訪問を行い、各学校の教育活動の取組や、学校評価で明らかになった課題等について聞き取り、指導を行っています。また訪問で聞き取った内容について記録をとり、中学校区単位でまとめています。</p>  | 令和4年3月31日現在 |
| 60        | <p>第4 結果及び意見<br/>【6】いじめ防止生徒指導課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(1) いじめ対応支援員について<br/>②早期のいじめ対応支援員の全学校への配置が望ましい（意見）<br/>いじめ対応支援員の配置校は十分な検討を踏まえ、選定していると思われるが、いじめ対応について有意義であるのであれば、必要な学校全てにできる限り早く、配置できるようにすることが望ましい。</p>  | いじめ防止<br>生徒指導課 | 措置済   | <p>いじめ対応支援員が配置されていない学校への支援や、いじめ対応に関する管理職への指導助言のニーズがあったため、いじめ対応支援員の全学校への配置の代替措置として、令和2年度から学校管理職経験者を中心とした学校支援コーディネーターを8名に増員し、全ての市立学校に対する支援訪問の強化を図りました。令和3年度には毎月の定期訪問の762回、その他の訪問対応も含めると804回の学校訪問を行っています。</p> | 令和4年3月31日現在 |
| 63        | <p>第4 結果及び意見<br/>【7】保健給食課<br/>3. 監査の結果及び意見<br/>(1) 委託業者への指導・監督について<br/>②市教育委員会による立入検査等の実施を検討することが望ましい（意見）<br/>給食調理業務委託において、市教育委員会が立入検査を行うことは、仕様書どおりの運営が行われているかを客観的に検証できるため、委託業者への統制行為として有用である。また、現場の状況を直接観察することは、今後の委託業務の改善につながるヒントを得る機会になると考えられる。そのため、市教育委員会による立入検査等の実施を検討することが望ましい。<br/>現状、委託業者に対する検査としては、奈良市薬剤師会による奈良市学校環境衛生検査や、市の保健所保健衛生課による収去検査などが行われている。したがって、市教育委員会による立入検査を実施することになった場合には、委託業者の負担感軽減のため、奈良市薬剤師会や保健衛生課による検査と重複する検査項目は省略することが望まれる。</p> | 保健給食課          | 措置済   | <p>令和6年度から奈良市学校給食衛生巡回指導実施要領を作成し、3年かけて全校を巡回しています。<br/>学校給食調理場における施設・設備・食品の取り扱い、調理作業、諸帳簿の記録・管理など過去の巡回指導結果をもとに、点検項目を設定し指導を行い、指導後は調理業務委託会社から改善報告を受け、改善内容を確認しました。</p>   | 令和7年4月1日現在  |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。   | 関係課             | 措置の区分            | 措置状況の詳細   | 基準日         |
|-----------|---|-----------------|------------------|---|-------------|
| 64        | <p>第4 結果及び意見</p> <p>【7】保健給食課</p> <p>3. 監査の結果及び意見</p> <p>(2) 委託業者の選定について</p> <p>②複数校による共同発注の検討を行うことが望ましい（意見）</p> <p>共同発注は入札手続の回数が減少するため職員や財政の負担軽減にもつながり、かつ、共同発注を行うことでスケールメリットにより委託金額を低くすることができる可能性がある。また、委託業者にとっても、職員の融通をしやすい、市教育委員会への提出書類を一括で済ますことができる、などのメリットがある。現在の委託業者へのヒアリングや他事例の研究などを行い、共同発注を行うことのメリットとデメリットを分析し、導入を検討することが望ましい。</p>   | 保健給食課           | 措置しない<br>(見解の相違) | 給食調理業務委託は5年間の長期継続契約のため、頻繁に入札手続きがあるわけではありません。また、業者が近隣校を落札するなど、結果として共同発注と同じ状況となっていますが、複数校による共同発注にした場合、共同化による業務履行が可能な業者がない、又は、ごく限られた業者のみとなる可能性もあるため、現状維持することとしました。   | 令和7年4月1日現在  |
| 69        | <p>第4 結果及び意見</p> <p>【8】教育支援・相談課</p> <p>3. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 奈良市教育委員会施策評価報告書における評価について</p> <p>②個別訪問研修について、予定（目標）を設定した上で実績を評価し、定性評価と合わせて達成度を評価することが望ましい（意見）</p> <p>奈良市教育委員会施策評価報告書の評価シートにて、平成30年度の実施状況の成果（実績）として、定性的及び定量的な成果を記載し達成度を評価しているが、定量的な予定（目標）がない場合、定量的な実績との評価ができない（評価手法にも、例えば、目標値の10%以上～30%未満は「4」といった方針が示されている。）。</p> <p>このため、定量的な実績を示すことが可能な指標については、可能な限り定量的な目標（KPI：重要業績評価指標）を設定し、実績と比較することで、定性的な成果と合わせて事業の達成度を評価することが望ましい。</p>  | 学校教育課           | 措置済              | 現在では定量的な目標（研修受講満足度）を設定し、実績と比較することにより事業の達成度を評価しております。  | 令和7年4月1日現在  |
| 72        | <p>第4 結果及び意見</p> <p>【8】小・中学校</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 物品管理について</p> <p>②業務時間内の業務実態の把握をすることが望ましい（意見）</p> <p>各学校では時間外勤務時間及びその理由は把握しているものの、定時内の業務内容は把握できていなかった。時間外業務を把握するだけでは、なぜ時間外業務が発生しているのかが分からないため、業務時間内の業務実態も把握し、業務の見直しや平準化を学校長主導で行うことが望ましい。</p> <p>業務時間内の把握方法としては、様々な方法があるが、例えば、以下のような方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務をいくつかの種類に分類し、特定の期間だけ、業務時間内全ての業務内容を分類する。</li> <li>・ アンケート方式により業務の負担割合を集計する。</li> </ul> <p>これらの方法は業務の実態把握のために最も効果的・効率的な方法を採用すべきであり、過度に教職員の負担を増やすものであってはならない。また、対象校も全ての学校ではなく、一部の学校をモデル校として指定し、調査検討を行うことも考えられる。</p> | 小・中学校<br>(教職員課) | 措置済              | 学校における業務時間外の業務実態の把握については、令和元年10月に統合型校務支援システムを導入し、タイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始した際に、勤務時間外の業務内容を入力することができる仕様にし、教職員が勤務時間外に業務を行う場合はその業務内容を入力することとしました。これにより、学校の管理職が、自校の教職員が勤務時間外にどのような業務にどの程度の時間を費やしているのかが把握しやすくなったため、業務の平準化に生かすことができています。また、教育委員会としても、業務時間外の業務の実態が可視化されたことで、業務の見直しをしていく際の検討材料とすることができています。 | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書<br>頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。   | 関係課              | 措置の区分 | 措置状況の詳細   | 基準日        |
|-----------|---|------------------|-------|---|------------|
| 74        | <p>第4 結果及び意見<br/>【8】小・中学校<br/>2. 監査の結果及び意見<br/>(2) 労務管理について<br/>②適切な時間を把握し契約に反映させることが望ましい（意見）<br/>用務員の勤務時間が全て7時30分から16時30分となっているのは、労働者派遣基本契約書の施設業務仕様書にてそのように定められているため、との回答を得た。また、契約上は時間給でシルバー人材センターへ委託料を支払っており、7時30分から16時30分までの9時間から1時間の休憩時間を除いた8時間分を支払っている。<br/>しかし、実際には用務員は7時には来校し、開錠している。仕様書には開錠も業務内容に含まれており、実際の時間と通知書上の時間が異なることになる。<br/>そのため、勤務記録を契約書に合わせるのではなく、勤務実績に契約書を合わせることを望ましい。したがって、勤務実績通知書では実際の時間を記載し、実際の時間と契約書の始業時刻にかい離があるのならば、契約書の変更を検討することが望ましい。</p> | 小・中学校<br>(教育施設課) | 検討中   | <p>各学校における校舎の開錠時間については、それぞれの学校の状況に合わせ、以前から変わりつつある状況です。そのため、用務員の実際の勤務時間と契約書上の勤務時間の乖離についても解消されつつあります。<br/>今後も各学校の状況を注視し、実際の勤務時間と契約上の勤務時間に乖離が生じないよう努めます。</p> | 令和7年4月1日現在 |